

第3章 災害情報通信計画

災害に関する気象予報の伝達及び情報の収集、災害予防対策、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速、確実に実施するための計画である。

第1節 気象予報警報等の伝達計画

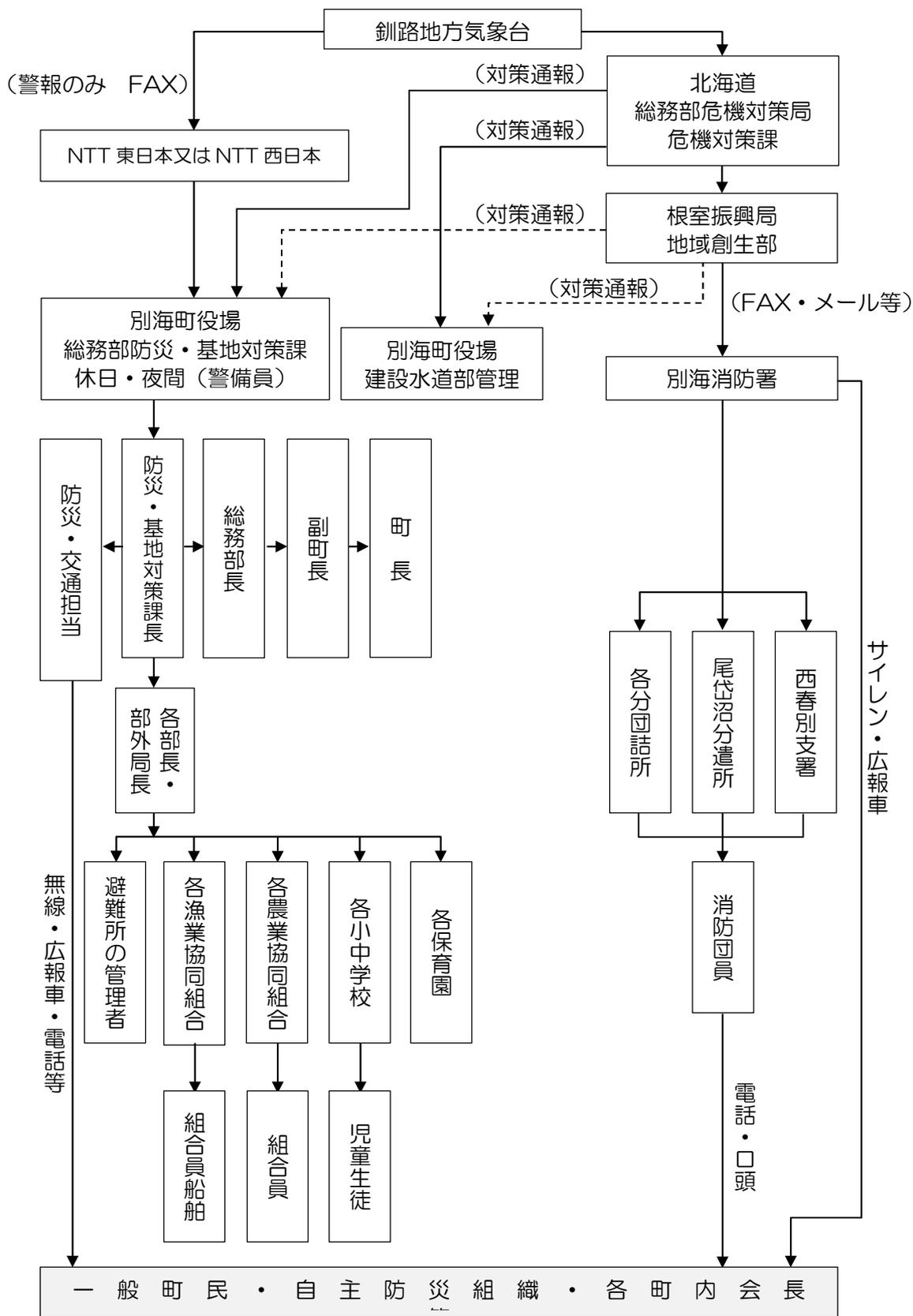
1 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、次の「気象予報警報伝達系統図」(別図1)及び「津波予報警報伝達系統図」(別図2)に基づき、電話、無線、電子メール、ファクシミリその他最も有効な方法により通信し、又は伝達するものとする。

- (1) 気象官署より通報された予報警報及び情報は、別図1及び別図2により伝達する。
- (2) 気象官署より通報された予報警報及び情報は、通常の勤務時間中は総務部防災・基地対策課が受理するものとし、勤務時間外(休日及び夜間)は、警備員が受理するものとする。
- (3) 予報警報を受理した場合、警報又は災害が発生するおそれのある注意報については、受理者である防災・基地対策課長は速やかに、町防災計画本編第2章第4節「非常配備体制」の職員動員計画に基づき総務部長へ報告するとともに、関係部課長等に連絡するものとする。
- (4) 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して予報警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
(町防災計画資料編「関係機関等の連絡先一覧」に資料記載)
- (5) 警備員が、予報警報を受理した場合、次に掲げる予報警報については、速やかに防災・基地対策課長(不在の場合は同課防災担当職員)に報告するものとする。受理した気象予報警報等通信文は、防災・基地対策課長又は防災・基地対策課職員が登庁をした際に引き継ぐものとする。
 - ア 特別警報～大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
 - イ 警報～暴風、暴風雪、津波、波浪、洪水、高潮、大雨、大雪
 - ウ 津波注意報
 - エ その他特に重要と認められる各種注意報
- (6) 特別警報、警報、注意報等の種類、発表基準は2に記載のとおり。

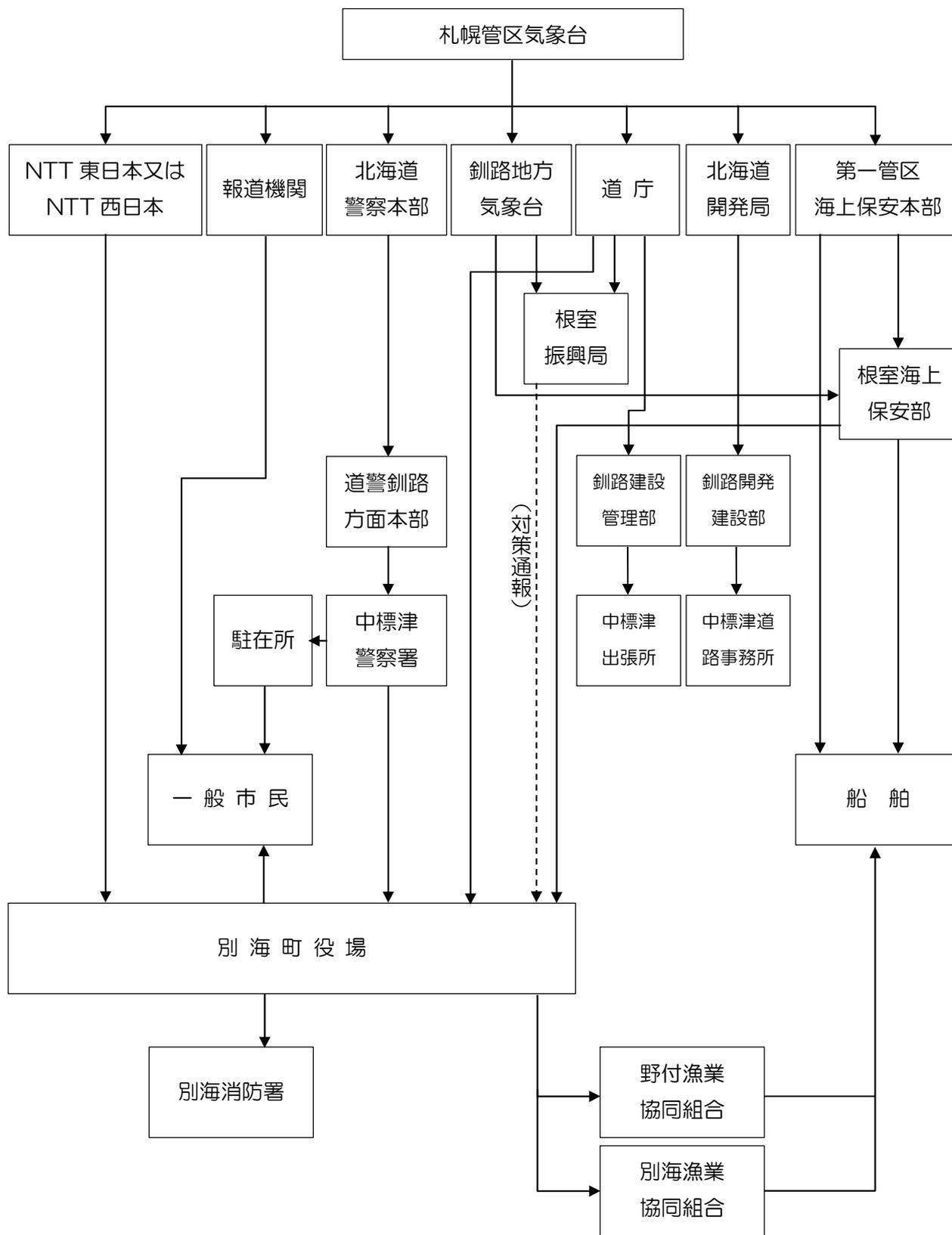
別図1

【気象予報警報伝達系統図】



別図2

【津波予報警報伝達系統図】



2 気象等に関する特別警報・警報・注意報・情報及び火災気象通報

気象、水防、火災及び津波等に関する予報（注意報を含む）、特別警報、警報、並びに情報等及び災害情報等の伝達を迅速かつ的確に行うための伝達系統については、次のとおりとする。

伝達を要する気象警報等は次のとおりであるが、伝達はあくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先のみへ行う。

(1) 気象（津波を除く。）に関する特別警報・警報・注意報・気象情報の種類、警戒レベル、発表基準及び伝達

ア 気象（津波を除く。）に関する特別警報・警報及び注意報

(ア) 大雨特別警報・気象警報及び気象注意報

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(イ) 暴風特別警報・警報及び強風注意報

暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(ウ) 大雪特別警報・警報・風雪注意報

大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

第3章 災害情報通信計画

(エ) 各種注意報（濃霧・雷・乾燥・なだれ・着氷・着雪・融雪・霜及び低温）

濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物などに著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

(オ) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(カ) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報及び気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(キ) 高潮特別警報、高潮警報及び注意報

高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ク) 波浪特別警報、波浪警報及び注意報

波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(ケ) 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

第3章 災害情報通信計画

イ 特別警報、警報発表基準を大きく超過したとする基準及び警報発表基準（発表官署・釧路地方気象台）

(ア) 特別警報発表基準※1

特別警報名	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（表面雨量指数基準：15）	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(イ) 警報発表基準※2

警報名	発表基準	
大雨 （浸水害）	表面雨量指数基準	9
大雨 （土砂災害）	土壌雨量指数基準	127
洪水	流域雨量指数基準	西別川流域=29.6、春別川流域=13.8 床丹川流域=23.4 以下は警報発表基準を大きく超過したとする基準 西別川流域=35.9、春別川流域=16.6 床丹川流域=28.1
暴風	平均風速	陸上 20m/s
		海上 25m/s
暴風雪	平均風速	陸上 18m/s 雪による視程障害を伴う
		海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm
波浪	有意義波高	6.0m
高潮	潮位	1.2m

ウ 注意報発表基準

注意報名	発表基準	
大雨	表面雨量指数基準	7
	土壌雨量指数基準	77
洪水	流域雨量指数基準	西別川流域=23.6、春別川流域=11.0 床丹川流域=18.7
強風	平均風速	陸上 12m/s
		海上 15m/s
風雪	平均風速	陸上 10m/s 雪による視程障害を伴う
		海上 15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
波浪	有意義波高	3.0m
高潮	潮位	0.9m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程：200m	
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	① 24時間降雪の深さ 30cm以上	
	② 積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4月～10月：（最高気温） 平年より 8℃以上低い日が 2日以上継続	
	11月～3月：（最低気温） 平年より 7℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s以上	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

エ 特別警報、警報及び注意報基準一覧表の解説に関する注釈

※¹ 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

※² 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。

なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない

※³ 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。

※⁴ 洪水の欄中、「○○川流域=30」は「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

別表1 「キキクル（危険度分布）」の種類と概要

種類	概要										
<p>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <table border="1" data-bbox="639 651 1428 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 651 935 748">大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び色</th> <th data-bbox="935 651 1428 748">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 748 935 846">「災害切迫」（黒）</td> <td data-bbox="935 748 1428 846">命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 846 935 945">「危険」（紫）</td> <td data-bbox="935 846 1428 945">危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 945 935 1043">「警戒」（赤）</td> <td data-bbox="935 945 1428 1043">高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1043 935 1193">「注意」（黄）</td> <td data-bbox="935 1043 1428 1193">ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td> </tr> </tbody> </table>	大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル	「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当	「危険」（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当	「警戒」（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	「注意」（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル										
「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当										
「危険」（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当										
「警戒」（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当										
「注意」（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当										
<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <table border="1" data-bbox="639 1570 1428 1765"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 1570 935 1666">大雨警報（浸水害）の危険度分布及び色</th> <th data-bbox="935 1570 1428 1666">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 1666 935 1765">「災害切迫」（黒）</td> <td data-bbox="935 1666 1428 1765">命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</td> </tr> </tbody> </table>	大雨警報（浸水害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル	「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当						
大雨警報（浸水害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル										
「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当										

種類	概要										
<p>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <table border="1" data-bbox="529 622 1342 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="529 622 794 719">洪水警報の危険度分布及び色</th> <th data-bbox="794 622 1342 719">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="529 719 794 815">「災害切迫」(黒)</td> <td data-bbox="794 719 1342 815">命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 815 794 911">「危険」(紫)</td> <td data-bbox="794 815 1342 911">危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 911 794 1008">「警戒」(赤)</td> <td data-bbox="794 911 1342 1008">高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 1008 794 1155">「注意」(黄)</td> <td data-bbox="794 1008 1342 1155">ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td> </tr> </tbody> </table>	洪水警報の危険度分布及び色	相当する警戒レベル	「災害切迫」(黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当	「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当	「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水警報の危険度分布及び色	相当する警戒レベル										
「災害切迫」(黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当										
「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当										
「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当										
「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当										
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>										

(2) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 釧路・根室地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

エ 記録的短時間大雨情報

釧路・根室地方で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）※⁵で確認する必要がある。

※⁵ キキクル（危険度分布）

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

【記録的短時間大雨情報発表基準】

1時間雨量	80mm
-------	------

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、釧路・根室地方に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャスト※⁶で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※⁶ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

キ 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

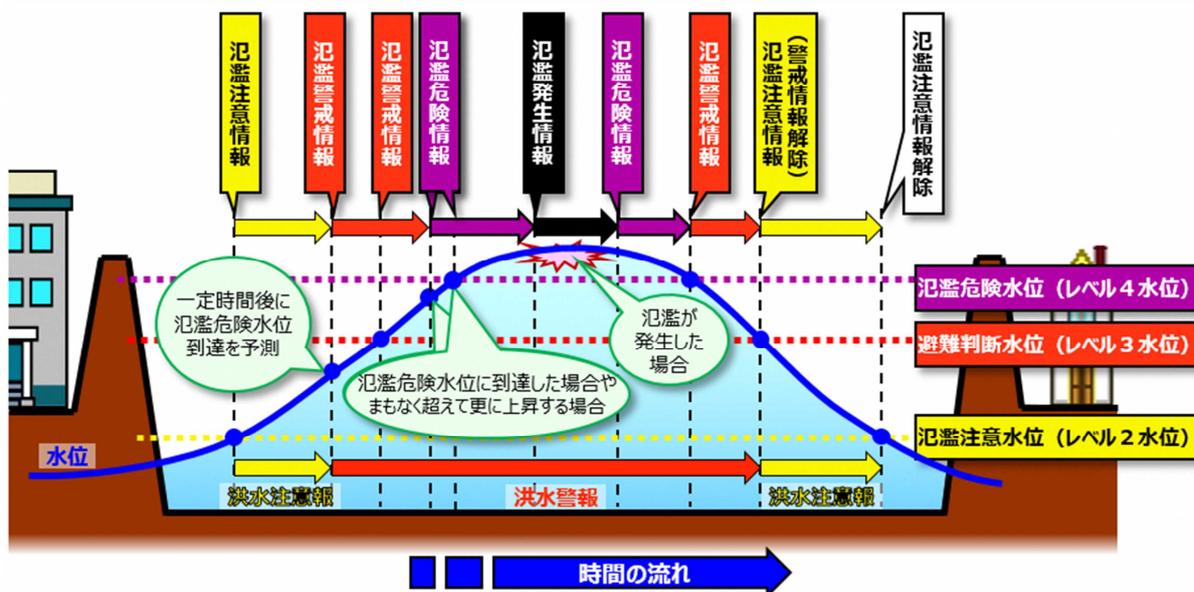
また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

別表2 指定河川洪水予報の種類、標題及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p>
	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断推移に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断推移を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>

別図1 指定河川洪水予報の標題と洪水警報・注意報との関係

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 [警戒レベル5相当]
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 [警戒レベル4相当]
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 [警戒レベル3相当]
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 [警戒レベル2相当]



引用 気象庁ホームページ「指定河川洪水予報」の「指定河川洪水予報の標題」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/flood.html>

別表3 警戒レベルの段階区分に応じた住民が取るべき行動

段階区分

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の者も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

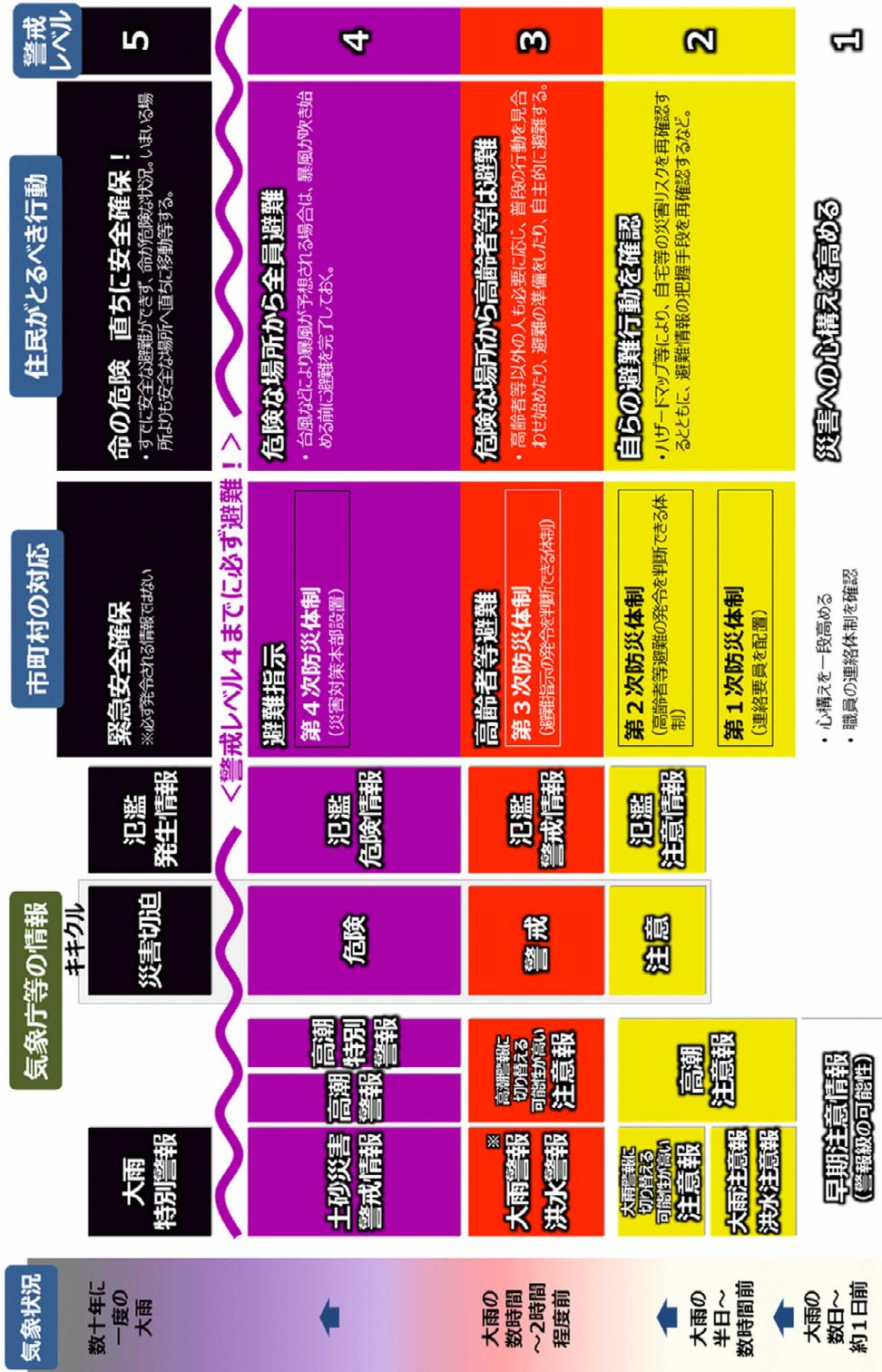
別図2 警戒レベルの一覧

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

引用 内閣府（防災担当）「避難情報等について」の図表「警戒レベルの一覧表」  
 内閣府（防災担当）ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

別図3 防災気象情報と警戒レベル及び対応行動との関係



引用 気象庁 HP「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」の図表「段階的に発表される防災気象情報と対応する行動」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

別図4 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

避難情報と防災気象情報の一覧表			
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5 相当	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(命の危険を伴うため)
4 相当	災害の甚しい	危険な場所から全員避難	避難指示(従来の避難指示のタイミングで発令)
3 相当	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難
2 相当	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1 相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報		高潮に関する情報
	水位情報がある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段:海水暴潮の危険度分布)	
5 相当	氾濫発生情報 (危険度分布:黒) (氾濫している可能性)	大雨特別警戒報(浸水害)**	大雨特別警戒報(土砂災害)
4 相当	氾濫危険情報 (危険度分布:紫) (氾濫開始水位超過相当)	危険度分布:うす紫 (非潮:土砂災害)	高潮特別警戒報 高潮警戒報
3 相当	氾濫警戒情報 (危険度分布:赤) (避難開始水位超過相当)	洪水警戒報 危険度分布:赤 (警戒)	高潮警戒報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2 相当	氾濫注意情報 (危険度分布:黄) (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄 (注意)	
1 相当			

住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報	
土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
大雨特別警戒報(土砂災害)	高潮特別警戒報

上段太字:危険性が高まるなど、特定の条件が満たされた際に発表される情報(市町村に対し関係機関からブリンク型で提供される情報)  
 下段細字:常時、地図上での表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1)HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3~5相当の危険度を表示。  
 ※2)水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫の潮位によるものか区別がつかない場合が多いため、これらをもとめて大雨特別警戒報(浸水害)の対象としている。  
 ※3)水位国報海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。  
 ※4)大雨警戒報(土砂災害)、洪水警戒報(土砂災害)の発令対象区域の絞り込みには活用する。  
 ※5)高潮警戒報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあるとして発令される場合に高潮警戒報を高潮特別警戒報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
 注)本資料では、気象庁が提供する大雨警戒報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する大雨警戒報(土砂災害)の危険度分布と呼ぶ。

引用 内閣府(防災担当)「避難情報等について」の「避難情報と防災気象情報の一覧表」  
 内閣府(防災担当)ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

#### 4 大津波警報（特別警報）・警報・注意報・津波予報発表基準及び津波関連情報

##### (1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で次の表に示すとおり発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

別表4 津波警報等の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		被害想定及び避難行動例	避難情報
		数値での発表 (津波の予想高さ)	巨大地震 の場合		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	避難指示
		10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	避難指示
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、小型船舶が転覆等する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	—

### 第3章 災害情報通信計画

#### (2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

#### (3) 津波に関する情報

ア 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

イ 津波観測に関する情報に関する発表

(ア) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

(イ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表

最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(ウ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2mを超える	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	数値で発表 津波の高さを極小さい場合「微弱」と表現

ウ 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

(ア) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

(イ) 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。

(ウ) 大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。

(エ) 最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(オ) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）に関する発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

(4) 津波情報等の留意事項

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。  
 同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

別図5 津波警報の情報発表の流れ



引用 政府広報オンライン HP 図表「津波警報の情報発表の流れ」

政府広報オンライン HP 「緊急地震速報と津波警報等 いざそのとき、身を守るために」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>

## 第2節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定めるところによる。

また、災害時の重要通信を確保し、情報収集・伝達体制について防災訓練等を通じ実効性の向上を図るための災害通信の留意事項は、次のとおりである。

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- (4) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

### 1 通信方法

災害時における通信手段は、基本的に民営網による通信手段を優先的に考えるものであるが、この通信網断絶時には、別海町防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など、他の通信方法の利用を確保するようにする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

## 2 専用通信施設等の利用

---

(1) 別海町

本町が所有する有線局線、防災行政無線、消防用無線等の通信施設は、別表1のとおりである。

(2) 防災関係機関

町内防災関係機関の専用又は無線電話の使用協力により、通信相手機関に最も近い防災関係機関を経るものとする。

## 3 通信途絶時の連絡方法

---

情報連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、次の要領により実施する。

(1) 優先電話が途絶した場合

ア 本町所有の防災行政無線を最大限に活用する。

イ 移動無線、携帯無線の活用

ウ 他の通信系統の利用

上記に掲げる通信施設の使用又は利用した通信を行うことができないときは、根室地区非常通信連絡協議会が定める機関別通信系統により無線通信局の協力を求め通信を行う。

エ 他の機関の通信設備の利用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線の協力を得て、緊急通信連絡体制を確保する。

オ アマチュア無線等の協力

アマチュア無線局組織へ協力要請をし、通信の万全を図る。

カ 徒歩及び自転車等の利用

## 4 防災行政無線の整備

災害時における通信連絡体制の確保又は災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの情報伝達システムを強化するため、防災行政無線（同報無線）を設置、増設するなど無線の整備を促進するものとする。

### 別表 災害対策本部の通信施設

災害対策本部の通信施設																											
1 本庁有線回線施設																											
(1) NTT回線数 10回線																											
(2) 災害時通信確保対策																											
ア 災害時優先電話																											
一般電話回線が輻輳に伴い通信規制がなされても、防災機関、公共機関としての使命を確保するため通信規制されず、優先的に発信が確保される局線																											
<table border="1"> <tr> <td><b>役場における災害時優先電話の指定回線</b></td> </tr> <tr> <td>町防災計画資料編「災害時優先電話一覧」のとおり。</td> </tr> </table>				<b>役場における災害時優先電話の指定回線</b>	町防災計画資料編「災害時優先電話一覧」のとおり。																						
<b>役場における災害時優先電話の指定回線</b>																											
町防災計画資料編「災害時優先電話一覧」のとおり。																											
イ 特設公衆電話																											
2 北海道総合行政情報ネットワーク（町防災計画資料編「防災行政無線等一覧表」に資料記載）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>運用形態</th> <th>局の所在地等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合行政情報ネットワーク</td> <td>発令台</td> <td>防災・基地対策課</td> </tr> </tbody> </table>				種 別	運用形態	局の所在地等	北海道総合行政情報ネットワーク	発令台	防災・基地対策課																		
種 別	運用形態	局の所在地等																									
北海道総合行政情報ネットワーク	発令台	防災・基地対策課																									
3 別海町防災行政無線（町防災計画資料編「防災行政無線等一覧表」に資料記載）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>運用形態</th> <th>局 数</th> <th>局の所在地等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移動系無線</td> <td>基地局</td> <td>1局</td> <td>別海町役場敷地内の旧水道庁舎</td> </tr> <tr> <td>移動局</td> <td>42局</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">同法系無線</td> <td>基地局</td> <td>1局</td> <td>防災・基地対策課</td> </tr> <tr> <td>遠隔制御局</td> <td>1局</td> <td>別海消防署</td> </tr> <tr> <td>中継局</td> <td>1局</td> <td>北島中継局(別海5号配水池) 別海63-2</td> </tr> <tr> <td>屋外拡声子局</td> <td>35基</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				種 別	運用形態	局 数	局の所在地等	移動系無線	基地局	1局	別海町役場敷地内の旧水道庁舎	移動局	42局	—	同法系無線	基地局	1局	防災・基地対策課	遠隔制御局	1局	別海消防署	中継局	1局	北島中継局(別海5号配水池) 別海63-2	屋外拡声子局	35基	—
種 別	運用形態	局 数	局の所在地等																								
移動系無線	基地局	1局	別海町役場敷地内の旧水道庁舎																								
	移動局	42局	—																								
同法系無線	基地局	1局	防災・基地対策課																								
	遠隔制御局	1局	別海消防署																								
	中継局	1局	北島中継局(別海5号配水池) 別海63-2																								
	屋外拡声子局	35基	—																								
4 移動携帯端末																											

## 第3節 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

### 1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象等（異常潮位、地すべり、火災等）を発見した者は、速やかに、警察官、海上保安官、町役場（防災・基地対策課）、役場支所

の職員及び消防機関又は消防団員のうち最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の町への通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官若しくは消防機関又は海上保安官は、その内容を確認し直ちに町長に報告するものとする。

(3) 町長から各機関への通報及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害規模、内容等により必要に応じて、「災害情報連絡系統図」（別図1）より、関係機関に通報するとともに、住民に周知するものとする。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は総務部長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間の場合は、警備員が受理し、防災・基地対策課長へ報告する。



## 別記 災害情報等報告取扱要領

災害対策本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を根室振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度5弱以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表1 災害情報の様式

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関		受信機関		
発信担当者		受信担当者		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位・波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助法の適用状況	(地区名)	(被害棟数)	(罹災世帯)	(罹災人員)
	(救助実施内容)			

第3章 災害情報通信計画

		(地区名)	(避難場所)	(人 員)	(時 間)
応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	自主避難			
		避難勧告			
		避難指示			
	(4) 自衛隊派遣要請の状況				
	(5) その他措置の状況				
況	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況	
		市 町 村 職 員	名		
		消 防 職 員	名		
		消 防 団 員	名		
		そ の 他 ( 住 民 等 )	名		
	計	名			
そ の 他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2 被害状況報告の様式

被害状況報告（速報 中間 最終）

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名		職・氏名		受信日時			
	職・氏名		月 日 時 分		月 日 時 分			
	受信日時		月 日 時 分		月 日 時 分			
項目		件数等	被害金額(千円)		項目			
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理法 国		⑤ 土木被害	河川	箇所	
	行方不明	人				道	箇所	
	重傷	人				海岸	箇所	
	軽傷	人				砂防設備	箇所	
計	人		地すべり	箇所				
② 住家被害	全壊	棟		急傾斜地		箇所		
		世帯		道路		箇所		
	半壊	棟		橋梁		箇所		
		世帯		小計		箇所		
	一部破損	棟		市町村工事		箇所		
		世帯		河川	箇所			
	床上浸水	棟		道路	箇所			
		世帯		橋梁	箇所			
	床下浸水	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
計	棟		漁港	箇所				
	世帯		下水道	箇所				
	人		公園	箇所				
	世帯		崖崩れ	箇所				
	人		計	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	漁船	隻	
		その他	棟			沈没流出	隻	
	半壊	公共建物	棟			破損	隻	
		その他	棟			計	隻	
	計	公共建物	棟			漁港設備	箇所	
		その他	棟			共同利用設備	箇所	
	公共建物	棟		その他施設	箇所			
	その他	棟		漁具(網)	件			
				水産製品	件			
				その他	件			
				計				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所	
			浸冠水	ha		地産施設	箇所	
		畑	流出・埋没等	ha		林地	箇所	
			浸冠水	ha		林道	箇所	
	農作物	田	ha	林産物		箇所		
		畑	ha	その他		箇所		
	農業用施設	箇所		小計		箇所		
		箇所		一般民有林		箇所		
	共同利用施設	箇所		林地		箇所		
		箇所		地産施設		箇所		
営農施設	箇所		林道	箇所				
	箇所		林産物	箇所				
畜産被害	箇所		その他	箇所				
	箇所		小計	箇所				
その他	箇所		計	箇所				
	箇所							
計								

第3章 災害情報通信計画

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	箇所			⑫ 社会福祉施設	箇所			
	個人	箇所			公立	箇所			
	清掃施設	箇所			法人	箇所			
	一般廃棄物処理場	箇所			施設	箇所			
火葬場	箇所			計					
計	箇所								
⑨ 商工被害	商業	件			⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	工業	件				鉄道施設	箇所		
	その他	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
計	件			空港		箇所			
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所				水道	戸		
	中学校	箇所				電話	回線		
	高校	箇所				電気	戸		
	その他文教施設	箇所				ガス	戸		
	計	箇所				ブロック塀等	箇所		
公共施設被害市町村	団体			都市施設		箇所			
罹災世帯数	世帯			他					
罹災者数	人			計					
消防職員出動延人数	人			被 害 総 額					
災害対策本部の設置状況	道(支庁)			火災	建物	件			
	市町村名	名称		発生	危険物	件			
					その他	件			
				消防職員出動延人数		人			
設置日時									
廃止日時									
災害救助法適用市町村名									
補足説明(※別葉で報告)									
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生場所</li> <li>○ 災害発生年月日</li> <li>○ 災害の種類概要</li> <li>○ 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意</li> <li>○ 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況     ほか</li> </ul> </li> </ul>									

別表3 被害状況判定基準

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷者の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。</p>

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
② 住家被害	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のももの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原型復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒状によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒状とは、風のため相当期間(2時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額の推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。  (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。  (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。  (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。  (1) 被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。
	港湾	湾港法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの【植栽・いけがき】を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損、(大破、中破、小破)の被害をいう。  (1) 湾内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他の施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
水産製品	加工品、その他の製品をいう。	

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
⑦ 林業被害	林地被害	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小・中・高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う）	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
⑬ その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	